

京都市上下水道局告示第31号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和3年8月20日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市山科区西野山桜ノ馬場町204番地

日笠設備工業株式会社

代表取締役 日笠 廷志

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市山科区東野南井ノ上町12-58 メゾンソレイユ101号 から

京都市山科区西野山桜ノ馬場町204番地 に変更

(上下水道局下水道部管理課)